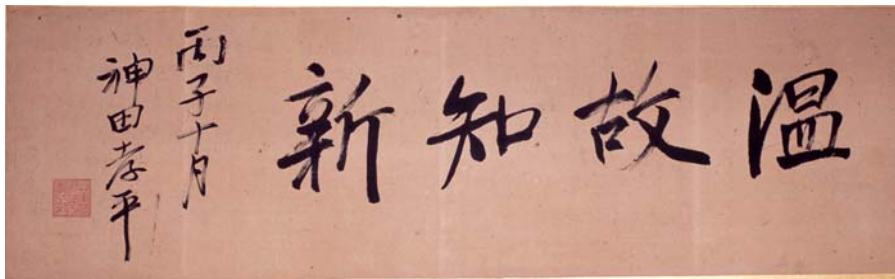


「^{おんこちしん}温故知新」に秘められた謎

このたび市史の近代資料Ⅱを刊行しました。その巻頭を飾るのが市内に伝えられた「温故知新」の額です。筆をとったのは第7代の兵庫県令（現在の知事）を務めた神田孝平たかひらです。同氏は現在の岐阜県出身の洋学者で、幕末には三田出身の川本幸民らと共に幕府の蛮書調所（のち開成所）の教授などを務めました。ヨーロッパの制度に造詣が深く、大変開明的な人物でした。兵庫県令には明治4（1871）年に着任し、市史にも資料が掲載されているように独自の地方制度を導入する一方で、有名な「明六雑誌」などに啓蒙的な意見を次々と発表していました。



兵庫県令神田孝平筆「温故知新」

「温故知新」は「論語」の有名な一節で、「古きをたずねて新しきを知る」という誠に市史の巻頭にふさわしい言葉です。署名は古来ペンネームにあたる雅号を記すことが多い中で、開明的な知識人らしく「神田孝平」と実名を記しています。揮毫の年は「^{ひのえね}丙子十月」つまり明治9（1876）年10月です。筆者を証する印鑑（^{らっかん}落款）には「兵庫県令神田孝平之印」と彼の職と氏名が記され、落款としては珍しく公印を思わせる印文です。

ここにひとつの謎が浮かび上がります。実は神田県令はこの年の9月に兵庫県令の職を解かれ、元老院議官を命ぜられて既に東京に赴任していたのです。しかも離任後には直ちに後任として森岡昌純もりおかまさずみ権令（県令心得に相当）が着任しています。ということは、10月の時点で「県令」を名乗ることには問題がありそうですが、なぜあえて県令の公印とも言える印鑑を使ったのでしょうか？「公論」を重視した開明的な政策を推し進めた神田県令に対して、後任の森岡権令はどちらかというとな漸進的な施政方針をとったとされます。また神田県令の解職についても、政府の地方政治に対する考え方が反映されている可能性も考えられます。このような当時の状況を考えると、離任後にあえて県令を名乗って揮毫された「温故知新」の4文字には、大変深い意味が秘められているようにも感じられます。